

宇部市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活環境の保全並びにごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生資源化対象物を集団回収した地区推進団体に奨励金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集団回収 地区推進団体が再生資源化対象物を収集し、これを再生資源を取り扱う業者等に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 地区推進団体 自治会、環境衛生連合会支部、婦人会、PTA、子供会等で組織する営利を目的としない団体で、次条第1項の規定により登録された団体をいう。
- (3) 再生資源化対象物 次のいずれかに該当する再利用又は再生利用が可能なものをいう。
 - ア 古紙 (新聞紙、雑誌、段ボール)
 - イ 古繊維類 (古着、端切布等 (天然繊維に限る。))
 - ウ 金属類 (空缶、金属屑等)
 - エ 空きびん類 (酒びん、ビールびん、ジュースびん等)

(登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収地区推進団体登録申請書(新規・変更)(様式第1号)を市長に提出し、地区推進団体の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた地区推進団体は、その申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更の申請をしなければならない。

(交付申請等)

第4条 前条の登録を受けた地区推進団体が奨励金の交付を受けようとするときは、再生資源集団回収奨励金交付申請書兼請求書(様式第2号)に業者が発行する引取伝票を添えて速やかに市長に申請するものとする。

- 2 前項の規定により地区推進団体が交付申請することができる集団回収は、当該申請の年度内又はその前年度において実施したものとする。

(奨励金の基準及び交付額)

第5条 市長は、集団回収を実施した地区推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、再生資源化対象物1キログラム当たり5円の割合で算出した金額を奨励金として交付する。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは直ちに内容を審査し、適当と認めた

場合には速やかに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、適正に奨励金を交付するものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、地区推進団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録の取消しをすることができる。

- (1) 再生資源化対象物の取引において、不正な行為があったとき。
- (2) 奨励金の請求内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録の取消しの申出があったとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は前項の規定により登録を取り消すべき事由が発生した日以降に行われた再生資源化対象物の取引について、交付した奨励金があるときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に再生資源化対象物を売却したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。